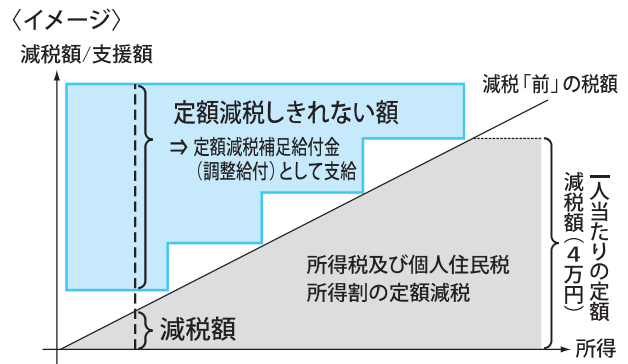


定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）のお知らせ

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の推計所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては、この定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した定額減税補足給付金（調整給付）として支給します。



1. 支給対象者

福崎町で令和6年度分個人住民税が課税されている人のうち、以下のいずれにも当てはまる人です。

- 定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人
 - 合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下）の納税義務者
- ※ 所得税が非課税で、かつ令和6年度の住民税が非課税もしくは均等割のみ課税となる人は、定額減税の対象とならないため、調整給付金の支給対象となりません。

2. 定額減税可能額

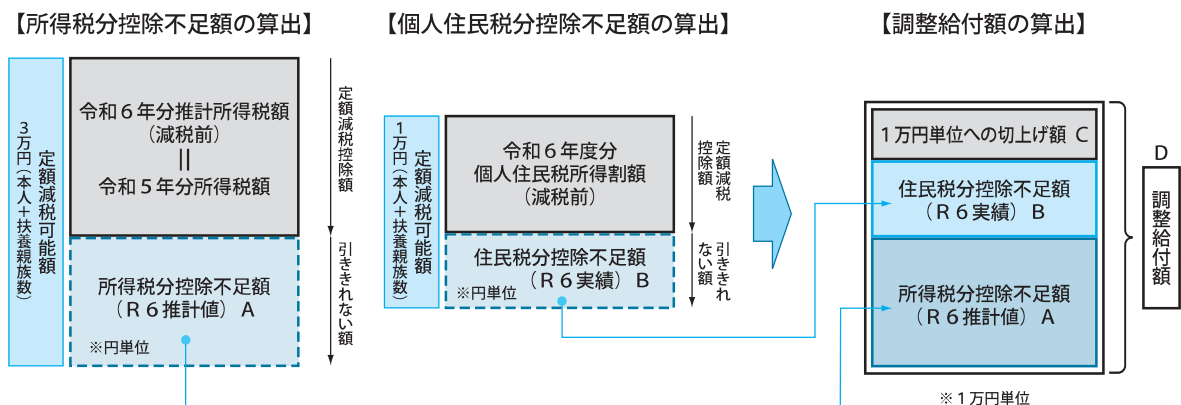
納税義務者本人及び扶養親族数（控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む）に基づき算出します。なお、控除対象配偶者・扶養親族について、国外居住者は対象とはなりません。

所得税分	3万円×（納税義務者本人+扶養親族数）
住民税所得割分	1万円×（納税義務者本人+扶養親族数）

3. 給付金の算出方法

所得税、個人住民税所得割それぞれの定額減税可能額から、減税前の金額を引き、控除不足額を算出します（下記図のA、B）。それらを合算のうえ、1万円単位に切り上げた金額が給付金支給額となります。
 ※ 定額減税可能額からそれぞれの税額を引いた額が0円より少ない場合は、AとBの額は0円となります。
 ※ 「令和6年分推計所得税額」は、現時点で入手可能な令和5年所得等をもとにした推計額のため、令和6年分所得税額が確定した際に給付金額に不足が生じた場合は、その不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

＜イメージ＞



4. 申請方法

支給対象と見込まれる人宛に、7月下旬以降、町から個別に以下のどちらかの書類を送付します。

A. 「支給のお知らせ」が届いた人	
対象	支給対象者のうち、発送時点で既に「公金受取口座(注)」を登録している人など町で口座情報が把握できた人 (注) 公金受取口座とは、給付金などを受け取るための預貯金口座を、1人につき1口座、マイナポータルなどを通じて、デジタル庁に任意で登録した口座です。詳しくはデジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
手続き	手続きの必要はありません。ただし、「支給のお知らせ」が届いた際は、記載された振込先口座情報に誤りがないかご確認ください。「支給のお知らせ」内でご案内する振込予定日に振り込みます。 ※公金受取口座の登録を済ませていても、登録の時期が遅かった等の理由で口座の確認ができなかった場合は、下記のB.「支給確認書」が届く場合があります。
B. 「支給確認書」が届いた人	
対象	支給対象者のうち、発送時点で町で口座情報が把握できなかった人
手続き	給付金を受け取るためには手続き(口座確認書類等の提出)が必要です。送付された支給確認書の内容をご確認いただき、本人氏名・連絡先・振込先口座などを記入のうえ、必要な添付書類とともに同封の返信用封筒にて返信してください。審査のうえ、順次、給付金を振り込みます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">提出期限 令和6年10月31日(木) 当日消印有効</div> <p style="text-align: center;">期限を過ぎると給付金の受取ができなくなりますのでご注意ください。</p>

問い合わせ先 税務課(内線341、344)

特殊詐欺などにご注意ください

町が給付金の支給にあたって下記のことを行うことは絶対にありません。

- ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること
- 給付金の受け取りにあたり、手数料の振込みを求めること
- クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
- 暗証番号を教えてほしいということ

不審な訪問や電話、メール等があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。

第74回「社会を明るくする運動」のお知らせ

「だめだよと 言える勇気と 見守る社会」

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。

神崎地区推進委員会では、本年度も、次のような更生保護啓発活動を実施・計画しています。

- 第74回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会(7月10日)
- 駅頭・街頭啓発活動(7月1日)
- 広報車による広報啓発活動(7月1日・17日)
- 防災行政無線放送による啓発活動(7月1日・7日)
- 強調月間中の「幟旗の掲出」による啓発活動

問い合わせ先 福祉課高年福祉係(内線354)

これらの活動を通じて、「更生保護の心」、そして「助け合いの心」が地域社会に広がっていくことを願っています。



マイナポータルで国民年金の電子申請ができます

写真付きのマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルに登録すると、24時間いつでもスマートフォン等から国民年金の電子申請ができます。

●マイナポータルでできること

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職時などの国民年金の資格取得届、種別変更届）
- ②付加保険料納付（辞退）申出
- ③産前産後免除該当届
- ④国民年金保険料の口座振替（辞退）申出
- ⑤国民年金保険料の免除・納付猶予の申請
- ⑥国民年金保険料の学生納付特例の申請

●マイナポータルの登録方法（スマートフォン）

- ①マイナンバーカードと、カード作成時に設定したパスワードを用意する。
（カードを持っていない人やパスワードを忘れた人は、住民生活課で申請できます）
- ②マイナポータルにアクセス。
- ③画面上部の「ログイン」を選択。
- ④画面の案内に従い、登録してください。

●国民年金の手続方法（スマートフォン）

- ①マイナポータルのトップ画面から「年金の手続をする」を選択する。
- ②希望する手続を選び、画面の案内に従って操作してください。（マイナンバーカードの読み取りが必要です）

マイナポータル
QRコード



問い合わせ先 ○年金に関すること ほけん年金課（内線379）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382
○マイナンバーカードに関すること 住民生活課（内線372・374）

住民税非課税世帯等に対する臨時給付金のご案内

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、新たに令和6年度住民税が非課税となった世帯、住民税均等割のみ課税となった対象に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

また、対象世帯のうち、平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯について、1人あたり5万円の支給をします。（こども加算）

※令和5年度に住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯として、給付金の対象世帯となっていた世帯は、この度の給付金は対象外となります。

（令和5年度に給付金の対象世帯となっていたが申請されなかった世帯や、辞退された世帯も給付金の対象外となります）

支給対象は、令和6年6月3日時点で福崎町住民基本台帳に記載がある下記にあてはまる世帯の世帯主です（世帯全員が住民税課税者に扶養されていないことが条件です）。

世帯員に令和5年度の住民税所得割が課税されている人がいたが、世帯全員の令和6年度住民税が非課税、もしくは均等割のみ課税となった世帯

◇世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した人や所得の申告をしていない人がいる場合

対象世帯の判定ができないため、申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、添付書類（申請者本人確認書類・口座情報確認書類・住民税課税証明書のそれぞれコピーなど）とともに、福祉課に直接または郵送でご提出ください。審査の結果、支給決定通知書もしくは却下通知書をお送りします。

④虚偽により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**⚠ 給付金を装った振り込め詐欺や不審な電話・メール等にご注意ください。
給付金支給のために福崎町からATMの操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることはありません。**

問い合わせ先 福祉課（内線365）

申請受付期間
令和6年
9月30日（月）まで



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

地域連携センター共同研究報告

『大庄屋三木家住宅の襖の下張文書⑤』

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

今も昔も、人が暮らしてい

くためにはお金が必要です。家族が生活するためには、食費や光熱費、住居費がかかります。自治会であれば、公民館の維持費や総会の会議費、秋祭りやスポーツ大会等への支出もあるでしょう。当然、税金も支払わなければなりません。

江戸時代の村々でも、年貢を納めるほかに、必要な経費がありました。一般的にこれを「村入用」といいます。今回は、三木家の襖下張文書から、村入用に関する文書を見てみましょう。

この下張り文書（写真①）は、離れの襖に使用されたものです。中央に折れ線が入り、上半分は上から下に、下半分は下から上に向けて文

字が書かれています。両端が破れているものが多く、綴じ穴が確認できないのですが、その形状から、折れ線に沿って横半分に折り、右端を綴じて帳面として使用する「横帳」と呼ばれる帳面であったと考えられます。同じ層には、天保7年（1836）1月の日付と「未万雑諸入用書上ヶ帳」などと書かれた、帳面の表紙らしきものが複数確認でき（写真②）、これらの綴じを外して下張りに使用したと考えられます。表紙にはそれぞれ村名が書かれており、村ごとに作成して三木家に保管されていたようです。

では、辻川村の文書を見ていきましょう。まず、上半分には入用費とその費目が記されています。そして下半分には、これらが「未年（天保6年）」の入用であること、「天保七年正月」の日付、そして辻川組同村五人組頭惣代2名と庄屋の署名、押印があら

ま。また、辻川村分のみ宛先が書かれており、そこには「新美甚左衛門様御役所」と見えます。新美甚左衛門は、三木家の別の文書によれば、文政12年（1829）の時点では辻川組付の代官を務めていたことがわかっています。次に、費目を見てみましょう。この文書には、①札場敷、②御用米、③庄屋役米、④年中紙墨筆代、⑤御林番給、⑥惣山廻り、⑦神子宿米、⑧役元日記、⑨庄屋井二村中宿米、⑩歩給米、⑪所々御通行役人御先触役米、⑫年中夫役、という項目が書かれています。

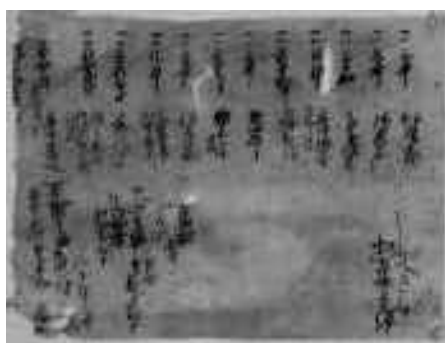
①は、高札場（幕府や藩からの命令を板に書いて掲示する場所）の維持管理費と考えられます。高札場の維持管理は各村々が責任を負っていました。②は、備蓄用の米のこと。③は庄屋への手当米で、辻川村では三石が計上されていました。他の村では組頭（五人組頭）への手当を計上

しているところもあります。また⑤・⑥のように、姫路藩に材木を供給する林や山の見回り役への手当米も必要でした。このほか⑪のように、幕府や藩の役人が公用で通行する際の準備費用などもありました。

興味深いのは、④の「年中紙墨筆代」です。江戸時代は年貢関係や土地の借用・売買、金銭の借用、藩からの命令、藩への願書、また⑧の役元日記など、あらゆる記録が文書として残されていました。辻川村が前年度に要した紙・墨・筆の代金は米四斗分。現代の値段に換算するのは難しいですが、事務経費としてそれなりのお金であったことは確かかなようです。

また、辻川村以外の文書に書かれた費目を見ると、池や井堰などの補修・維持管理費や、村の氏神への供料・修繕費、広峯神社（現姫路市）の祈禱料など、実に様々な出費が生じていたことがわかります。中には、「吉郎兵衛家出二付入用」などといった、その年限りの項目なども見られます。こうした村ごとの入用をひ

とつひとつ見ていくことで、当時の村々がどのように運営されていたのかを知ることができるのです。



写真①



写真②

令和6年10月以降の検針分から水道料金体系が変わります

水道料金体系が用途別料金体系から口径別料金体系へ変更になります。

問1. 用途別料金体系、口径別料金体系とは？

答1. 水道料金体系は、用途別料金体系と口径別料金体系に大別されます。

用途別料金体系	一般用、営業用など使用者の用途によって料金格差を設定
口径別料金体系	水道メーターの口径の大きさを基準に料金格差を設定

問2. 用途別料金体系から口径別料金体系に変更する理由は何ですか？

答2. 福崎町では水道事業の創設認可を受けて以降、用途別料金体系を採用してきましたが、近年目まぐるしく変わる営業形態、用途に対応しきれなくなってきたためです。

(用途区分の判断が困難な場合)

- ・ 自宅を事務所として営業されている場合
- ・ 一つのメーターで複数の用途が混在している場合
- ・ 契約名だけでは使用用途が判断できない場合

変更後の口径別料金体系は、口径の大きさを基準に料金を設定しているため料金体系が明確です。さらに水道は水道メーターの口径により流量が変わり、その流量に比例して水道施設の維持管理コストが大きくなることから、口径別料金体系は費用負担の公平性を確保することができます。

問3. いつから変更になりますか？

答3. 令和6年10月検針分からです。

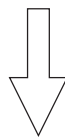
問4. 料金体系が変更になると料金は高くなりますか？

答4. 口径が13mm、20mm、25mmのメーターを使用されているご家庭で、2か月の使用水量が180^m以下の場合は、水道料金の変更はありません。現在、営業用で使用されている人や2か月で180^m以上使用されている人などは料金変更になる場合があります。用途、検針日、口径、使用水量については「水道使用水量等のお知らせ」をご確認ください。

〈旧料金表〉

(2か月：税抜)

用途	基本水量	基本料金	超過料金 (円/㎡)			
			1~20 ^m	21~100 ^m	101~400 ^m	401 ^m ~
一般用	20 ^m	1,760円	90円	108円	114円	142円
営業用		2,000円	108円	120円	137円	154円



〈新料金表〉

(2か月：税抜)

メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金 (円/㎡)				
			1~20 ^m	21~100 ^m	101~160 ^m	161~220 ^m	221 ^m ~
13mm	20 ^m	1,760円	90円	108円	114円	137円	154円
20mm							
25mm							
30mm		2,000円					
40mm							
50mm	2,000円						
75mm以上							

水道使用水量等のお知らせ

検針日
 6年10月15日 (1) 今回指示数 m³

13mm (2) 前回指示数 m³

(3) メーター口径までの水量 m³

今回水道使用水量 (1)-(2)+(3) 45 m³

今回下水排水量 m³

(今回請求予定金額) 納付期限(振替日)

水道料金	円
うち消費税額(%)	円
下水道使用料	円
うち消費税額(%)	円
合計金額	円

上記金額には消費税相当額が含まれています。このお知らせで料金の支払いはできません。

前回水道使用水量 m³
 前年同期水道使用水量 m³

水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ

問い合わせ先 上下水道課水道管理係 (内線383)

水道技術講習会を実施しました ～安定した給水確保のために～



6月25日、水道週間の取り組みの一つとして、町民第2グラウンドで水道技術講習会が開催されました。

この水道技術講習会は、福崎町管工事業協同組合の主催で行われ、上下水道課職員と水道技術関係者が参加しました。

最新の工法や材料についての知識を深め、安心安全な水を絶やすことなく供給できるように、技術の向上に励みます。

(上下水道課)

下水道へ接続をお願いします！



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

下水道を利用すると…

さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレが使えるようになり、汲み取り便所の臭いが解消されます。定期的な汲み取りや浄化槽の維持管理も必要なくなります。

公衆衛生が向上し、清潔で住みよいまちになります

トイレを水洗化し、台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を下水道へ流すことにより、溝などに汚れた水がたまらなくなり、蚊やハエの発生や悪臭を防ぎ、周辺環境の改善が図られます。

川や海がきれいになります

みなさんの家庭から排出された汚水は、高度処理を行う福崎浄化センターに集められ、きれいにして自然に帰し、河川などの水質や豊かな自然を守ることができます。

下水道の接続について

供用が開始された地域の土地・建物所有者等は、遅滞なく排水設備を設置し、下水道へ接続することとなっています。(下水道法第10条)(福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第5条)

- 浄化槽等は廃止して公共下水道へ接続を！
- 台所、風呂、洗濯等の排水も下水道へ！

※排水設備工事は福崎町の指定工事店へお申し込みください。指定工事店は町ホームページでご確認ください。

みなさまのご協力をお願いします！

問い合わせ先 上下水道課 下水道管理係 (内線382)

中播都市計画下水道の変更に係る案を縦覧します

福崎町では、都市計画下水道の計画変更を予定しています。

このたび、農業集落排水区域を公共下水道区域に統合する変更案を作成しましたので、都市計画法に基づく縦覧を行います。

期間 7月5日(金)～19日(金)
8:30～17:15 (閉庁日を除く)

場所 まちづくり課 (役場1階)

意見書の提出 縦覧期間中は、意見書を提出することができます。住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載し提出してください。

問い合わせ先 まちづくり課 都市計画係 (内線335)